

南小国町軽自動車税減免対象

身体障害者の減免対象

障 害 の 区 分	障 害 の 級 別	
視 覚 障 害	1 級、2 級、3 級、4 級の 1	
聴 覚 障 害	2 級、3 級	
平 衡 機 能 障 害	3 級	
音 声 機 能 障 害	3 級（喉頭摘出による場合に限る）	
上 肢 不 自 由（手）	1 級、2 級の 1、2 級の 2	
下 肢 不 自 由（足）	1 級、2 級、3 級、4 級、5 級、6 級	
体 幹 不 自 由	1 級、2 級、3 級、5 級	
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上 肢 機 能	1 級、2 級（一上肢のみの場合を除く）
	移 動 機 能	1 級、2 級、3 級、4 級、5 級、6 級
心 臓 機 能 障 害	1 級、3 級	
腎 臓 機 能 障 害	1 級、3 級	
呼 吸 器 機 能 障 害	1 級、3 級	
膀 胱 ・ 直 腸 の 機 能 障 害	1 級、3 級	
小 腸 の 機 能 障 害	1 級、3 級	

戦傷病者の減免対象

障 害 の 区 分	障 害 の 級 別
視 覚 障 害	特別項症～第 4 項証
聴 覚 障 害	特別項症～第 4 項証
平 衡 機 能 障 害	特別項症～第 4 項証
音 声 機 能 障 害	特別項症～第 2 項証（喉頭摘出のみ）
上 肢 不 自 由（手）	特別項症～第 3 項証
下 肢 不 自 由（足）	特別項症～第 6 項証、第 1 款症～第 3 款症
体 幹 不 自 由	特別項症～第 6 項証、第 1 款症～第 3 款症
心 臓 機 能 障 害	特別項症～第 3 項証
腎 臓 機 能 障 害	特別項症～第 3 項証
呼 吸 器 機 能 障 害	特別項症～第 3 項証
膀 胱 ・ 直 腸 の 機 能 障 害	特別項症～第 3 項証
小 腸 の 機 能 障 害	特別項症～第 3 項証

精神障害者の減免対象

1 級のみ